

事 務 連 絡
平成 23 年 9 月 30 日

別記 各保険者中央団体等 御中

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

平成 22 年度における特定健診等の実施状況に関する結果の提出方法について

特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、保険者の各年度の末日における特定健診等の実施状況に関する結果については、「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する結果について（平成 20 年 7 月 10 日 保発第 0710003 号。以下「報告通知」という。）」に記載された方法に基づき、当該年度の末日における実施状況を、当該年度の翌年度の 11 月 1 日までに社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出することとなっております。

この点について、最近、一部の保険者から本年 3 月に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）により予定通り特定健康診査を実施できなかった場合や今年の夏に発生した集中豪雨により一部のデータが流失した場合の報告について照会があったことから、この事務連絡にて取扱いの明確化を図りたいと考えておりますので、傘下保険者への周知方宜しくお願いいたします。

記

1 支払基金へ提出する特定健診等の実施状況に関する結果について

報告通知においては、平成 22 年度における特定健診等の実施状況に関する結果については本年 11 月 1 日までに各保険者が支払基金へ提出することとされているが、この各保険者が提出する特定健診等の実施状況に関する結果は、報告通知に記載されたとおり、実際に平成 22 年度中に実施した特定健診等の実施状況に関する結果（特定保健指導については 22 年度の特定健診実施結果を用いて実施し報告期限までに完了した結果、または 21 年度の報告期限までに完了できなかったものの、その後完了した結果）のみとしていただきたいこと。

なお、震災又は集中豪雨等の影響により、期日までに特定健診等の実施状況に関する結果の提出が困難な保険者においては、速やかに当室にその旨を連絡するとともに、できる限り提出が可能となる時期の見込みを連絡していただきたいこと。

2 平成 22 年度以降の特定健診等の実施状況の評価について

震災により、予定していた特定健診等の実施が困難となる等の状況となった保険者についての平成 22 年度以降の実施状況の評価については、厚生労働省において開催している「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の場において、今後、統一的な整理を行う予定であること。

【照会先】

保険局総務課医療費適正化対策推進室

中村、山本、柿澤

電話：03-5253-1111

(内線 3181、3179)

(別 記)

国民健康保険中央会

全国国民健康保険組合協会

全国健康保険協会

健康保険組合連合会

共済組合連盟

地方共済組合協議会

日本私学学校振興・共済事業団